破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２９３５号
札幌市西区琴似４条６丁目４番５号　ロイヤル琴似46―104号
破産者　大菅美代子（旧姓板倉）
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１５７号
札幌市北区北37条西７丁目１番１号　むつみマンション302号
破産者　野島　政生
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字石打51番地
破産者　中村　利夫
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２１２０号
埼玉県戸田市美女木１丁目５番地の16　カッスルハイム302号室
破産者　村井　正人
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６５８号
静岡市葵区川合２―23―56、住民票上の住所静岡市葵区南沼上３丁目４番27号
破産者　中嶋　光雄
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１２５号
奈良県大和郡山市南大工町24番地　白樺ハイツ郡山104号
破産者　柴尾　　衛
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８８２号
大阪市平野区背戸口２丁目８番32―213号
破産者　渡井　淳一
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８８３号
大阪市平野区背戸口２丁目８番32―203号
破産者　渡井　利明
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１３号
大阪市生野区勝山北５丁目11番13号
破産者　髙橋　進吾
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３３４号
大阪府守口市金下町１－８－１　ベン・ベヌーティ703号室、開始決定時の住所大阪府守口市金下町１丁目６番５号
破産者　岡島　貴彦
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１６８号
大阪市住之江区南港東１丁目６番１―514号
破産者　尾形　光將
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０１１号
大阪市城東区今福西５丁目１番25―510号
破産者　阿部　　稔
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６５７号
大阪府松原市小川５丁目21番20号
破産者　岩永　幸廣
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１９８号
兵庫県尼崎市武庫之荘８―13―４　ステージアトマト103号、住民票上の住所兵庫県伊丹市南野６丁目６番20号
破産者　加藤　克也
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３１２号
大阪府交野市星田西４丁目１番８―309号
破産者　佐々井康治
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０４８号
大阪市淀川区新高２丁目８番２号　めぐみマンション405号
破産者　渡邊　　満
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５５７号
大阪府岸和田市田治米町447－２、住民票上の住所大阪市西区北堀江２丁目２番28号　グラントピア西大橋1201
破産者　田渕　喜博
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６００号
大阪市北区浮田１丁目６番14号　モンテベルデ東梅田701号室
破産者　舞いいか処磯料理清水こと　吉見　侑子
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６０１号
大阪市北区浮田２丁目５番24号
破産者　福島　則幸
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部